

貸付債権譲渡に関する基本契約書

(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)は、本契約当事者間で行われる貸付債権の譲渡取引及びこれに付随する取引に関し以下の通り合意する。

第 1 条 (定義)

本契約で用いられる以下の用語は以下の意義を有する。

- (1) 「受渡日」 各個別譲渡取引において、譲渡人が譲受人に原債権等を譲り渡し、譲受人が譲渡人にその譲渡価格を支払う日として貸付債権譲渡契約書に記載される営業日をいう。
- (2) 「営業日」 日本国において銀行の休日とされる日以外の日をいう。
- (3) 「貸付債権譲渡契約書」 個別譲渡取引に関する合意が記載された契約書をいう。
- (4) 「関係手形」 原債権が手形貸付に基づく債権である場合における、当該手形貸付に関し原債務者が原貸付人宛てに振り出した約束手形をいう。
- (5) 「関連原契約書等」 原債権等に関する一切の文書及び図表(この内容を記録した物件を含む。)をいう。(譲渡人がその原本を保有するか否かを問わない。)
- (6) 「原貸付人」 原債権に係る貸付を原債務者に対し実行した者をいう。
- (7) 「原債権」 貸付債権譲渡契約書において譲渡される債権として記載された貸付債権をいう。
- (8) 「原債権等」 原債権及びこれに随伴する担保・保証等をいう。
- (9) 「原債務者」 原債権の債務者をいう。
- (10) 「原債務者等」 原債務者並びに随伴する担保・保証等の担保提供者及び保証人その他原債務者の原債権に係る債務につき履行義務又は責任を負う者をいう。
- (11) 「個別譲渡取引」 本契約に基づき甲・乙間で行われる特定の貸付債権の譲渡取引をいう。
- (12) 「譲受人」 個別譲渡取引において譲渡人より原債権等を譲り受ける者をいう。
- (13) 「譲渡人」 原貸付人であるか否かを問わず、個別譲渡取引に

において原債権等を譲渡する者をいう。

- (14) 「随伴する担保・保証等」 原債権の担保を目的として設定された担保権、原債権に係る保証及びこれらに類するもの（担保提供予約、保証予約その他原債権の支払いを担保する一切の権利及び利益）のうち、原債権とともに譲渡人より譲受人に移転するものとして貸付債権譲渡契約書に記載される担保・保証等をいう。
- (15) 「特定関連原契約書等」 関連原契約書等のうち、貸付債権譲渡契約書に特定関連原契約書等として記載されたものをいう。
- (16) 「法令等」 本契約、貸付債権譲渡契約書、本契約及び貸付債権譲渡契約書に基づく取引又は本契約及び貸付債権譲渡契約書の当事者に適用される日本国又は関係国の条約、法律、政令、府令、省令、告示、規則、条例、裁判、判定、仲裁判断、通達、事務ガイドラインをいう。
- (17) 「約定日」 貸付債権譲渡契約書の締結日をいう。

第 2 条（適用範囲等）

- (1) 本契約は、本契約締結日以降に行われる甲・乙間の貸付債権の譲渡取引及びこれに付随する取引のうち、本契約に基づく旨が明示された取引に適用されるものとする。
- (2) 各個別譲渡取引に係る貸付債権譲渡契約書の規定と本契約の規定の間に齟齬が生じた場合には、貸付債権譲渡契約書の規定が優先するものとする。

第 3 条（個別譲渡取引の実施）

- (1) 甲・乙間の個別譲渡取引に係る契約は、貸付債権譲渡契約書を締結することにより約定日に成立する。貸付債権譲渡契約書は 2 通作成し、甲及び乙が記名押印又は署名のうえ各 1 通ずつを保有する。貸付債権譲渡契約書の締結により、甲及び乙は、本契約及び貸付債権譲渡契約書記載の条件に従い、受渡日に、譲渡人が譲受人に対して原債権等を譲渡し、譲受人は譲渡人に原債権等の譲渡価格を支払うことに合意する。
- (2) 原債権等の譲渡に関する条項（譲渡の制限、分割譲渡の制限等）が特定関連原契約書等に規定されている場合には、譲受人は、当該原債権等を譲渡しようとする場合においても、原債務者との間で別途合意される場合を除き、当該条項が適用されるものとして取り扱う。
- (3) 原債権等に関する権利移転手続、対抗要件具備手続（移転登記を含む。）等については、貸付債権譲渡契約書に記載するところによる。
- (4) 原債権に係る受渡日の属する利息期間の利息につき、譲渡人及び譲受人は、貸付債

権譲渡契約書に別段の定めがある場合を除き、以下の通り清算を行う。

(i) 利息後取りの場合

譲受人は、受渡日に、第(1)項にいう譲渡価格に加え、貸付債権譲渡契約書に記載される経過利息額を譲渡人に支払う。なお、かかる経過利息額については、原債務者による利払い債務の不履行があった場合でも、譲渡人はこれを返戻することを要しない。

(ii) 利息先取りの場合

譲渡人は、受渡日に、貸付債権譲渡契約書に記載される未経過利息額を譲受人に支払う。なお、かかる未経過利息額の支払は、第(1)項にいう譲渡価格の支払いと差引計算する。

- (5) 譲受人より譲渡人宛ての第(1)項にいう譲渡価格及び前項にいう経過利息額又は譲渡人より譲受人宛ての前項にいう未経過利息額の支払いは、受渡日に貸付債権譲渡契約書記載の方法により行う。
- (6) 約定日（その日を含む。）から受渡日（その日を含む。）までの期間に、原債権につき譲渡人が元利息を受領した場合の受領金の取り扱いについては、貸付債権譲渡契約書に別段の規定があるときはその規定に従う。
- (7) 個別譲渡取引に際して、譲渡人は、約定日までに、特定関連原契約書等（譲渡人がその原本を有していない場合にはその写し）の写しを譲受人に交付し、その原本の交付については貸付債権譲渡契約書に別段の規定があるときはその規定に従う。

第4条（情報開示の範囲）

- (1) 譲渡人及び譲受人は、貸付債権譲渡契約書に別段の定めがある場合を除き、相手方に対し、自ら保有する原債務者等の信用状況及びこれに類する情報（貸付債権譲渡契約書又は特定関連原契約書等に記載された事項を除く。）を開示する義務を負わないものとする。
- (2) 譲渡人及び譲受人は、個別譲渡取引にあたり、相手方が前項により自らに対して開示する義務を負わない情報を有していることを承諾した上で個別譲渡取引を実施することを確認する。また、譲受人は、譲渡人による情報提供の有無にかかわらず、自ら適切と認める資料及び情報等に基づき原債務者等の信用状況、原債権等の契約内容及び取引条件その他の審査を行い、独自の判断に基づき個別譲渡取引を実施するか否かを決定することを確認する。
- (3) 譲受人は、貸付債権譲渡契約書に別段の定めがある場合を除き、約定日以降、原債務者等の信用状況、随伴する担保・保証等の状況について、譲渡人による情報提供の有無にかかわらず、自ら適切と認める資料及び情報等に基づき独自に管理・判断するものとする。
- (4) 譲渡人は、譲受人に対し原債務者等の資力を保証せず、[第5条第(3)項の場合を除

き]その譲渡した原債権等を買戻す義務を譲受人に対して負わないものとする。

第5条(甲・乙による表明)

- (1)本契約の締結に際し、甲及び乙は各々その相手方に対し、本契約締結日並びに各個別譲渡取引の約定日及び受渡日時点で、以下の各号記載の事項が真実であることを表明し、事後かかる表明が真実かつ正確でないことが判明した場合には、直ちにその旨を相手方に書面により通知するとともに、それにより相手方に生じた損失、経費その他の損害の一切を負担する。

自らが設立国の法令等に基づき有効に設立され存続している法人であること。

自らによる本契約の締結及び履行が(i)自らの負担する他の契約上の義務に違反する結果とならず、かつ、(ii)自ら又はその財産に適用されるいかなる法令等にも違反する結果とならないこと。

自らが本契約に基づく一切の債務を負担する法律上の完全な権利能力及び当該契約に定められている規定を遵守・履行するのに必要な法律上の完全な行為能力を有しており、本契約が自らを有効に拘束すること。

自らが本契約の締結及び本契約に基づく一切の債務を遵守・履行するために法令等上及び内部規則において必要とされる一切の手続を履行していること。

自らが、債務超過ないし支払不能の状態になく、かつ、破産、会社更生、会社整理、特別清算、民事再生、その他の倒産手続の開始に必要な要件を充足していないこと。

- (2)個別譲渡取引に際し、譲渡人は譲受人に対し、当該個別譲渡取引の約定日及び受渡日時点で、以下の各号記載の事項(ただし、貸付債権譲渡契約書において譲渡人が譲受人に対して表明しないものとされる事項を除く。)及び貸付債権譲渡契約書において譲渡人が譲受人に対しこれらの事項に加えて表明するものとして記載された事項が真実であることを表明し、事後かかる表明が真実かつ正確でないことが判明した場合には、直ちにその旨を譲受人に書面により通知するものとする。

譲渡人による個別譲渡取引に係る契約の締結及び履行が(i)自らの負担する他の契約上の義務に違反する結果とならず、かつ、(ii)自ら又はその財産に適用されるいかなる法令等にも違反する結果とならないこと。

譲渡人が個別譲渡取引に係る契約に基づく一切の債務を負担する法律上の完全な権利能力及び当該契約に定められている規定を遵守・履行するのに必要な法律上の完全な行為能力を有しており、当該契約が自らを有効に拘束すること。

譲渡人が個別譲渡取引に係る契約の締結及び当該契約に基づく一切の債務を遵守・履行するために法令等上及び内部規則において必要とされる一切の手続を履行していること。

当該個別譲渡取引に係る原債権等は適法かつ有効に成立し存続しており、原債権

等に係る契約に従い執行可能であること。

当該個別譲渡取引に係る原債権について無効、取消、解除、更改、弁済、相殺その他の当該原債権の全部又は一部を消滅せしめ、若しくは、当該原債権の弁済期において原債務者が履行を拒みうる事情が一切存在せず、かつ、原債務者がかかる主張をしていないこと。

原債権等に係る権利は、譲渡人によりのみ帰属し、譲渡人がかかる権利を適法に譲渡できる処分権限を有し、かかる権利は第三者に譲渡されておらず、また、これら権利には第三者のための担保権その他の負担も存在しておらず、第三者との間で譲渡若しくはその他の処分をする旨の合意が成立していないこと。

当該個別譲渡取引に係る原債権等について、第三者による仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立が行われておらず、その他譲受人に損害を及ぼすおそれのある権利、負担が一切付着していないこと。

当該個別譲渡取引に際し、譲渡人は関連原契約書等のうち原債権等に重要な影響を与えるものは全て譲受人にその原本又は写しを交付していること。

関連原契約書等において、(i)原債権等に係る権利に係る変更、制限、免除、猶予、権利を劣後させる行為を行っていないこと、(ii)当該個別譲渡取引により譲受人に移転する義務に関する取り決めがなされていないこと。

譲渡人が第3条第(7)項に従い譲受人に交付する特定関連原契約書等の写しは原本の真正な写しであること。

譲渡人が知りうる限りにおいて、原債務者について支払の停止又は破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始、再生手続開始その他これらに類する手続の申立がないこと。

個別譲渡取引の結果、譲渡人が、債務超過ないし支払不能の状態に陥らず、かつ、破産、会社更生、会社整理、特別清算、民事再生、その他の倒産手続の開始に必要な要件を充足するに至らないこと。

- (3)譲渡人は、前項に係る表明が真実かつ正確でないことが判明した場合には、[譲受人の請求があれば、原債権等を直ちに買い戻すものとする。この場合の買戻代金は、原債権等にかかる個別譲渡取引における受渡金額に、受渡日より買戻の日までの期間に原債権につき発生した経過利息を加算し、買戻時まで譲受人が受領した元利金を減じ、計算するものとする。また、当該買戻に加えて、譲渡人は、]前項に係る表明が真実かつ正確でないことによって譲受人に生じた損失、経費その他の損害の一切を負担するものとする。¹

- (4)個別譲渡取引に際し、譲受人は譲渡人に対し、当該個別譲渡取引の約定日及び受渡

¹ []内の記載については、買戻による対応を予定しない当事者は削除の上基本契約を調印することが想定されている。

日時点で、以下の各事項（ただし、貸付債権譲渡契約書において譲受人が譲渡人に対して表明しないものとされる事項を除く。）及び貸付債権譲渡契約書において譲受人が譲渡人に対しこれらの事項に加えて表明するものとして記載された事項が真実であることを表明し、事後かかる表明が真実かつ正確でないことが判明した場合には、直ちにその旨を相手方に書面により通知するとともに、それにより相手方に生じた損失、経費その他の損害の一切を負担する。

譲受人による個別譲渡取引に係る契約の締結及び履行が(i)自らの負担する他の契約上の義務に違反する結果とならず、かつ、(ii)自ら又はその財産に適用されるいかなる法令等にも違反する結果とならないこと。

譲受人が個別譲渡取引に係る契約に基づく一切の債務を負担する法律上の完全な権利能力及び当該契約に定められている規定を遵守・履行するのに必要な法律上の完全な行為能力を有しており、当該契約が自らを有効に拘束すること。

譲受人が個別譲渡取引に係る契約の締結及び当該契約に基づく一切の債務を遵守・履行するために法令等上及び内部規則において必要とされる一切の手続を履行していること。

個別譲渡取引の結果、自らが、債務超過ないし支払不能の状態に陥らず、かつ、破産、会社更生、会社整理、特別清算、民事再生、その他の倒産手続の開始に必要な要件を充足するに至らないこと。

- (5) 甲又は乙が本契約の締結及び本契約に基づく個別譲渡取引の実施に際して行う表明は、本条及び貸付債権譲渡契約書記載の事項に限定されるものであり、貸付債権譲渡契約書に別段の定めがある場合を除き、これ以外の事項（口頭によるものを含む。）については、及ばない。

第 6 条（個別譲渡取引の前提条件）

- (1) 個別譲渡取引における第 3 条に規定される譲渡人による原債権等の譲渡及び譲受人による原債権等の譲渡価格等の支払は、以下の各号すべてが受渡日において満たされていることを条件とする。ただし、譲渡人及び譲受人はかかる条件の全部又は一部を放棄することができる。

前条による譲渡人及び譲受人による表明事項がいずれも真実かつ正確であること。

譲渡人及び譲受人が当該個別譲渡取引の実施にあたり関連原契約書等上要求される承認、同意の取得その他の手続をすべて履行していること。

前 2 号の他、貸付債権譲渡契約書に定める条件が満たされていること。

前 3 号の他、譲渡人及び譲受人が本契約及び貸付債権譲渡契約書上の義務に違反していないこと。

- (2) 譲渡人又は譲受人のいずれかが前項の条件を満たさないために受渡日における原債

権等の譲渡及び原債権等の譲渡価格等の支払いが実行されない場合、かかる条件を満たすことのできなかった当事者は、それにより相手方に生じた損失、経費その他の損害の一切を負担する。

第 7 条（原債権等の譲渡、質入れ）

- (1) 譲受人は、貸付債権譲渡契約書に別段の定めがある場合を除き、原債権等の譲渡・質入れに関する条項が特定関連原契約書等に規定されるときは、その範囲内（原債務者が個別譲渡取引を承諾すること等に際し当該条項が有効に変更された場合には当該変更後の条項の範囲内）で、その譲り受けた原債権等を第三者に譲渡（以下、「**転譲渡**」という。）・質入れすることができる。
- (2) 譲受人は、本条第(1)項の規定に従い転譲渡を行う場合には、譲受人が原債権の債権者となることに関連し譲渡人に対し負担することとなった義務であって転譲渡に伴い転譲渡を受ける者（以下、「**転譲受人**」という。）にも負担させるべきものとして貸付債権譲渡契約書において明示される義務につき、転譲受人が当該義務に拘束される旨を書面にて応諾せしめるか、又は、かかる義務の免責を譲渡人より書面により取得する。かかる義務が転譲受人に承継された場合において、当該転譲受人が当該義務につき違背をなしたことにより譲渡人に損害等が生じた場合は、譲受人はその損害等を譲渡人に対して負担する。ただし、譲渡人が別段の意思表示をした場合はこの限りでない。

第 8 条（費用負担及び遅延損害金）

- (1) 貸付債権譲渡契約書及び甲・乙間のその他の契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、自らが本契約に関連し支出する費用については、自らが負担し、相手方にこれを請求しない。
- (2) 甲又は乙のいずれかが、本契約又は貸付債権譲渡契約書に関して発生した支払債務の履行を遅滞した場合には、当該遅滞した者は相手方に対し、当該遅滞の継続する期間（その開始日及び終了日とともに含む。）につき、債務不履行金額に対し[年率 [1 4] % の / 相手方が計算する当該期間に係る調達コストに年率 % を加えた]割合(1 年を 3 6 5 日とした日割計算)による遅延損害金を支払わなければならない。

第 9 条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に基づく取引に際し、自らが相手方に開示する秘密情報（以下に定義する。）につき、以下の通り合意する（以下、本条において秘密情報を提供・開示する者を「**開示者**」、開示者より秘密情報の提供・開示を受ける者を「**受領者**」という。）。

- (1) 「**秘密情報**」とは、以下の情報をいう。

個別譲渡取引が行われた旨並びに当該取引に係る契約内容、取引条件及び交渉経

緯等に関する一切の情報

個別譲渡取引の対象となり又は対象にしようとした原債権等に係る原債務者等に関する一切の情報（個別譲渡取引が実施されたか否かは問わない。）

甲及び乙における譲渡、譲受けに係る判断基準、要件等に関する一切の情報

(2)以下の情報は、秘密情報に含まれない。

開示者が提供・開示する以前に受領者が所有・保持していた情報

開示者が提供・開示した時点で既に公知であった情報及びその後受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

開示者が提供・開示した後、受領者が守秘義務を負担することなく第三者より合法的に取得した情報

譲受人が原債権の譲渡につき、原債務者に対し対抗要件を具備した場合には、前項第 号の情報のうち当該対抗要件の具備により対抗できる相手方が当事者となっている関連原契約書等に関する情報

(3)受領者は、事前に開示者より書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示・漏洩しない（以下、受領者が開示者に対して負うかかる義務を「守秘義務」という。）。ただし、以下の場合には、受領者は、法令等に違反せず、かつ必要な限度で秘密情報を開示することができる。

受領者の役職員に秘密情報を開示する場合

受領者が親会社、関連会社等に対し開示する場合

法令等により秘密情報の開示義務が課された場合（法令等に基づき権限を有する監督当局又は裁判所の命令に従うことが義務付けられる場合を含む。）

弁護士、会計士、税理士等の外部専門家に開示する場合

個別譲渡取引の譲受人が受領者となる場合で、当該個別譲渡取引に係る原債権等の第三者への譲渡・質入れの目的で当該原債権等に関する関連原契約書等の内容又は当該原債権等の過去の譲渡人の履歴等を、譲渡候補先、質入れ候補先、譲渡を媒介する者又は格付機関に開示する場合

原債権等の回収・管理に関し、本契約当事者以外の者に事務の委任をしようとする場合

原債権等の譲渡・質入れにつき対抗要件を具備するために、個別譲渡取引が行われた旨を原債務者等へ開示する場合

ただし、第 号を除く本項各号の場合においては、受領者は開示先が本条に基づく受領者の守秘義務と実質的に同内容の守秘義務を負うよう一般的に相当と考えられる措置を講じる。

(4)受領者は、個別譲渡取引の可否判断又は原債権等の回収、管理若しくは処分（転譲渡・質入れを含む。）の目的（以下、「本件目的」という。）で、かつ、本条の規定に従ってのみ秘密情報の提供・開示を受けることができ、本件目的以外の目的にはこ

れを使用することができない。

- (5) 受領者は、開示者より提供・開示を受けた秘密情報に関する資料を本件目的に関連して保管又は保有する必要がなくなった場合には、法令等に反しない限り、当該秘密情報に関する資料（複製物を含む。）を開示者に返却、破棄又は消去する。
- (6) 受領者の守秘義務は、当該秘密情報の提供・開示を受けたときより 年間有効に存続する。ただし、当該存続期間が満了した場合でも、個別譲渡取引が実施された場合の原債権等に係る秘密情報については、当該原債権等に係る債務の履行が完了するまでの間、本条の守秘義務は有効に存続する。
- (7) 受領者は、その責めに帰すべき事由により本条に定める義務に違反したときは、これによって開示者が被った損害につき、一切の責任を負担する。本項の規定は、前項による守秘義務の存続期間経過後であっても、かかる違反行為が当該存続期間内になされたものである限り適用される。
- (8) 開示者は、本契約又は貸付債権譲渡契約書に別段の定めがある場合を除き、その提供・開示する秘密情報の正確性、信憑性、完全性については、一切保証をせず、開示者の故意又は過失による場合を除き、かかる秘密情報の不正確等に起因して受領者に生じた損害を賠償する義務を負わない。

第 10 条（雑則）

(1) 本契約の変更及び終了

本契約の各条項は、甲及び乙が書面により合意する場合に限り、これを変更することができる。

甲及び乙は、書面により合意することにより、本契約を終了させることができる。ただし、本契約終了時点までに本契約に基づき現に発生した甲又は乙の義務は、本契約終了後も有効に存続する。

(2) 届出

甲及び乙は、本契約の締結にあたり、相手方に対し、名称、住所、連絡先、本契約に基づく取引に用いる印章・署名その他の必要事項を書面により届け出る。

甲及び乙は、前号により届出た事項に変更があった場合には、相手方に対し、速やかに書面により変更の届出をする。甲及び乙は、相手方よりかかる変更の届出がない場合には、当該変更はないものと取扱うことができる。

前 2 号の届出を怠ったために、本契約に基づきなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(3) 通知及び書類の交付

本契約及び本契約に基づく取引において要求され又は認められている本契約の相手方に対する通知は、すべて書面により行わなければならない、通知人たる当事

者の選択により相手方が届け出た住所(又は相手方が通知の送付先として届け出た、住所とは異なる宛先)に、以下の(a)乃至(c)の方法により行う。また、本契約及び本契約に基づく取引において要求される書類の交付についても同様とする。

(a)直接持参交付方式

(b)郵送又はクーリエサービス

(c)ファクシミリによる通信(事後に原本を(a)又は(b)の方法で交付しなければならない。)

本契約に関し行う通知及び相手方に提出し又は当事者間で締結する書類は日本語による。ただし、甲及び乙が別途合意した場合はこの限りではない。

(4)条項の見出し

本契約の各条項の見出しの内容及び規定の順序は、本契約の当事者の参照のために便宜的に設定されたものであり、本契約の解釈にいかなる影響をも及ぼすものではない。

(5)権利の存続

甲・乙のいずれかが本契約により定められた相手方に対する権利の全部又は一部を行使しないこと、あるいは行使の時期が遅延することは、いかなる場合であっても当該相手方に対する当該権利を放棄したもの、あるいは当該相手方の義務を免除ないし軽減したものと解されず、当該権利又は義務にいかなる効果も与えない。

(6)準拠法及び合意管轄

本契約及び本契約に基づく取引の準拠法は日本法とし、本契約及び本契約に基づく取引に関して生じる紛争については、[東京]地方裁判所を[非専属/専属]的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印又は署名のうえ各 1 通ずつを保有する。

年 月 日

甲：

_____ 印

乙：

_____ 印

[印紙]